令和７年 第12回 三朝町教育委員会 定例会　日程

と　き：令和７年12月23日(火) 午後２時00分～
ところ：三朝町役場２階　第２会議室

１　開　会

２　前回議事録承認
　加藤委員、村岡委員

３　議事録署名委員指名

４　報告事項
（１）教育総務課事業について
（２）社会教育課事業について
（３）図書館事業について
（４）令和７年度三朝町教育委員会園訪問報告について
（５）令和７年度「中学生による三朝町の未来を語る会」実施報告について
（６）令和７年度全国学校給食週間に係る取り組みについて
（７）教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について

５　議　事
議案第40号　令和７年度教育関係費補正予算（令和８年１月）について
議案第41号　中学校外国語指導助手の再任用について
議案第42号　小学校外国語指導助手の再任用について
議案第43号　三朝町教育委員会委員の辞職の同意について

６　協議事項
（１）三朝町教育委員会教育長職務代理者の指名について
（２）三朝町防災会議委員の委嘱について
（３）三朝町民生委員推薦会委員の推薦について
（４）三朝町都市計画審議会委員の推薦について
（５）三朝町男女共同参画審議会委員の推薦について
（６）三朝町社会福祉協議会評議員の推薦について
（７）「三朝町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(仮)」の策定方針について

７　その他

８　閉　会
次回 定例会　令和８年１月　　日(　　)　　：　　～(　　：　　集合)

報告事項（１）

教育総務課事業について

月 日	時 間	内 容	備 考
【12 月】			
12 月 2 日 （火）	13:30-	三朝町の未来を語る会（語る会）	小多目的ホール
12 月 4 日 （木）	10:30-	校長会	
	13:30-	第３回東伯郡就学指導委員会	湯梨浜町
	15:30-	年末区長会	文化ホール
12 月 9 日 （火）	～17 日	町議会 12 月定例会	
12 月 20 日 （土）		吹奏楽アンサンブルコンテスト県大会	米子市
12 月 22 日 （月）		小学校２学期終業式	冬季休業～1/7
12 月 25 日 （木）		中学校２学期終業式	冬季休業～1/7
12 月 26 日 （金）		役場仕事納め	
【１月】			
1 月 5 日 （月）		役場仕事始め	
1 月 8 日 （木）		小中学校３学期始業式	
	～15 日	ふれあい運動	休日を除く５日間
1 月 9 日 （金）	9:00-	合同園長・校長会、小中校長会	
1 月 11 日 （日）	10:00-	二十歳を祝う会	文化ホール
1 月 13 日 （火）	13:30-	令和７年度みささっ子教育ビジョン検証会議	
1 月 16 日 （金）		中学校入学説明会	中学校
1 月 24 日 （土）	～30 日	全国学校給食週間	
1 月 29 日 （水）	15:00-	三朝町１月臨時議会	

・教職員指導力向上研修（岡山大学 高旗教授） ２月５日

・小学校入学説明会 ２月10日

報告事項（２）

【社会教育課】　令和７年12月～令和８年１月の報告及び取組について

日　時			事　業　名　等	場　所	備　考
12月 2日	（火）	19:00	人権学級	若宮公民館	９名
12月 3日	（水）	13:00	鳥取県人権教育推進協議会	県民ふれあい会館	
12月 4日	（木）	15:30	年末区長会	文化ホール	
12月 5日	（金）	19:30	ヨガ教室	文化ホール	
12月 6日	（土）	18:00	人権学級	小河内公民館	16名
12月 7日	（日）	9:00	中部ハイスクールフォーラム2025	まなびタウンとうはく	119名
12月 9日	（火）	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
12月11日	（木）	10:00	中部地区人権教育懇談会	役場	
12月13日	（土）	13:30	三徳地区人権学級	合谷公民館	13名（俵原～合谷）
12月14日	（日）	8:30	人権学級	赤松公民館	13名
		9:00	かがやく子どもフェスティバル	文化ホール	400名
12月17日	（水）	9:00	三朝大学「デジタル時代の終活講座」	文化ホール	28名
		18:30	第２回社会教育委員会	役場	
12月18日	（木）	14:00	日本遺産活用協議会	役場	
12月19日	（金）	19:30	ヨガ教室	文化ホール	

日　時			事　業　名　等	場　所	備　考
1月11日	（日）	10:00	二十歳を祝う会	文化ホール	
1月13日	（火）	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
1月17日	（土）	9:00	みささ青空体験塾（雪あそび）	俵原	
		13:00	東伯郡スポーツ推進委員研究大会	文化ホール	
			東伯郡・倉吉市スポーツ推進委員合同実技研修会		

報告事項（３）

【図書館】令和７年12月～令和８年１月の報告及び取組について

日　時	内　　容		備　考
【12月】			
12月 2日 （火） 10:00-	【連携企画】	スマホ講習会　４講座（企画健康課主催）	17名参加
-12/12	【企画展示】	俳句クラブ「雛句会」作品展	
12月 3日 （水） 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	27名参加
12月 7日 （日） 13:30-	【特別企画】	みささ語り部の会イベント	文化ホール
12月12日 （金） 18:00-	【特別企画】	夜の図書館	82名来館
12月13日 （土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	７名参加
12月14日 （日）	【定期取組】	みささ町かがやく子どもフェスティバル （司書体験、図書館クイズ、しおり作り）	49名参加
12月16日 （火） 12:45-	【育児支援】	３歳児健診（配本）	文化ホール
12月21日 （日） 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
12月24日 （水）	【定期取組】	西学童クラブ読み聞かせ	
12月25日 （木）		休館日（資料整理日）	
12月27日 （土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
12月29日 （月） - 1/3		年末年始休館	

日　時	内　　容		備　考
【１月】			
1月 4日 （日） -1/16	【特別企画】	お年玉付き！ 本の福袋（なくなり次第終了）	別紙チラシ①
1月 7日 （水） 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	
1月10日 （土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
1月11日 （日） 10:00-		二十歳を祝う会	
1月15日 （木） 9:15-	【育児支援】	２歳児健診（読み聞かせ・配本）	文化ホール
1月17日 （日） 10:30-	【特別企画】	百人一首かるたを楽しもう	別紙チラシ②
1月20日 （火） 12:30-	【育児支援】	５歳児健診（読み聞かせ・配本）	文化ホール
1月21日 （水） - 2/3	【企画展示】	食育に関する取り組み展示	
1月24日 （土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
1月28日 （水） 14:00-	【定期取組】	西学童クラブ読み聞かせ	
1月29日 （木）		休館日（資料整理日）	

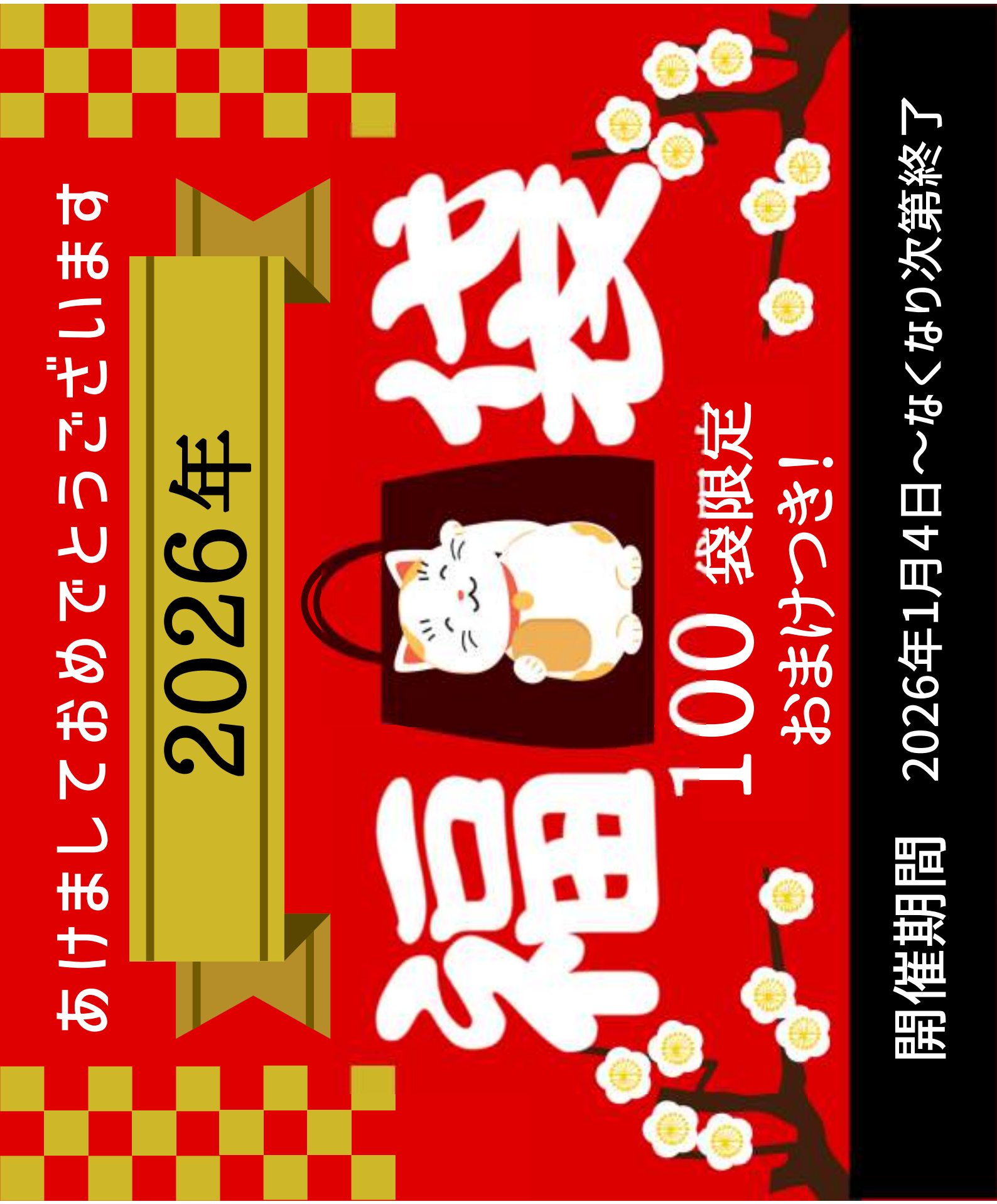
あけましておめでとうございます
2026年
熱燗
100袋限定
おまけつき！
開催期間　2026年1月4日～なくなり次第終了

しょしんしゃだいかんげい
初心者大歓迎!!

2026年
1月17日(土) 10:30～

ひゃくにんいっしゅ
百人一首かるた
たの
を楽しもう！

さあ～
かるたしようぜ！

○場　所　みささ図書館
○参加費　無料
○対　象　保育園年長～小学生位まで
　　親子での参加もＯＫ！

※申込みは不要です。図書館までお越しください。

○問い合わせ：町立みささ図書館（☎４３－１１４５）

報告事項（５）

令和７年度「中学生による三朝町の未来を語る会」実施報告について

１　期　日　　令和７年１１月２０日（木）、１２月２日（火）

・事前学習　１１月２０日（木）　３、４時間目（１０：３５～１２：２５）

・語 る 会　１２月　２日（火）　５、６時間目（１３：３０～１５：２０）

２　参加者　　三朝中学校第３学年生徒、三朝町役場課長級職員、

町長、副町長、教育長、町議会議員、教育委員、学校運営協議会委員

３　提案資料　別紙

４　生徒アンケート結果

■学習のねらいについて（１）

私たちが住む「三朝町」に関心をもち、よりよい町づくりのために課題や対策について主体的に考えることができた

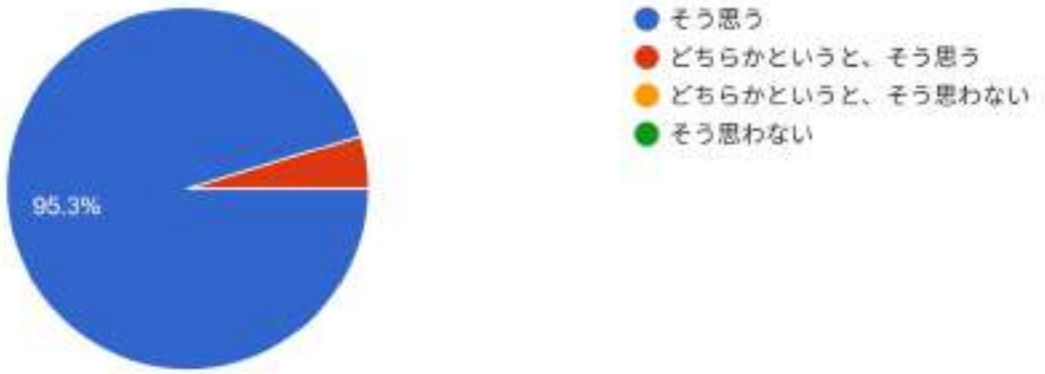

■学習のねらいについて（２）

グループ学習で、自分の思いや考えを進んで表現し、話し合いをとおして考えを深めることができた

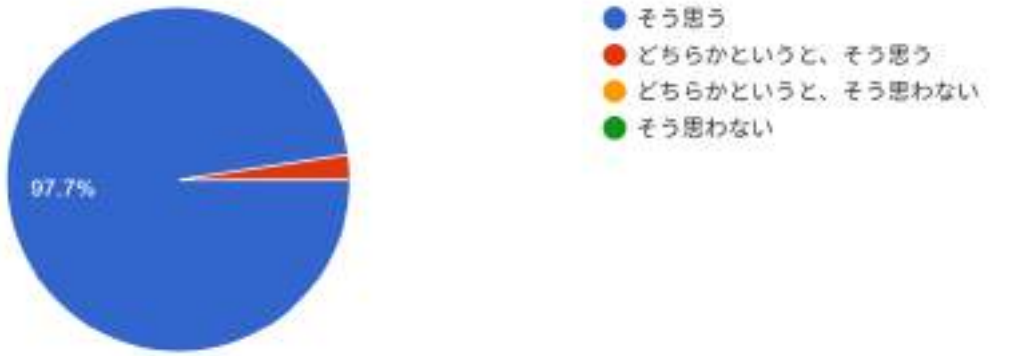

■役場職員の説明はよくわかりましたか。

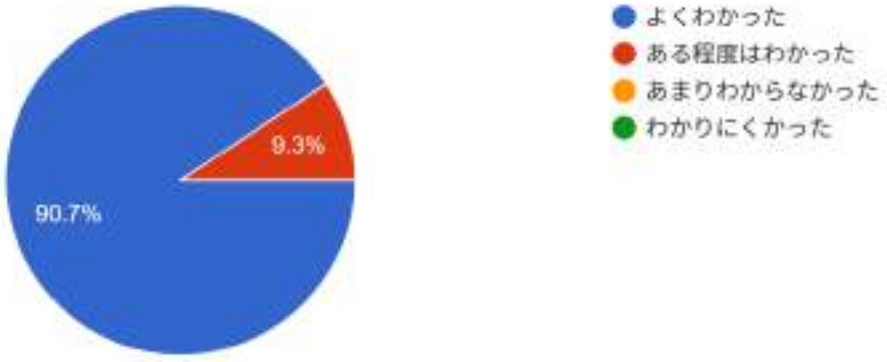

■学習をとおして考えたこと、感想等

三朝をよくしていきたいと思いました。
みんなの発表が凄くよくて、どれも納得できるように内容だった。
若い世代がこれからの三朝町に重要だと知りました。
三朝には課題がまだあるとわかったから、より良い三朝にできるように自分でできることを少しずつしていきたいと思いました。
もっと地域に関心をもって生活したいと思った。
現状がよく分かりました。役場の人はいつもこんな難しいことを考えていると知ってとてもすごいと思いました。練習通りにできたのでよかったです。もっと三朝を良くしていきたいという気持ちになりました。
全ての発表がよくて、説得力があった。
三朝町についてじっくり考える機会が今までなかったので、役員さんの話を含め今回の授業で考えられてよかったです。
三朝町の未来について、これからも考えていこうと思いました。
とてもいい体験ができた。
三朝町のことについて深く考えることができました。
町のことを真剣に考えて、自分ができることをちゃんと考えることができました。
これまで自分が住んでいる街について考えることはなかったけど、今回の学習を通して今の三朝町の課題がわかったのでよかったです。
税収と関連付けて考えることがとても難しかったけど、地域のことや社会のことについて身近に考えることのできるとても良い機会でした。
三朝の未来をより良くするために僕達が出来ることをやりたいです。

実現できる範囲で自分も協力したいと思った。
三朝町について真剣に考える機会があまりなかったので、今回、話し合いで意見が出せたので楽しかったです。
11 グループの話を聞いて、各グループが決められた題材について詳しく書いていて、三朝町の今後を考えるいい機会になりました。
三朝町が今必要なことを考えることができました。他のグループの話を聞いてたくさんの解決策を考えることができました。三朝町について詳しく考えたことを将来に活かしていきたいです。
三朝町の今の課題や今後の課題について話し合い、それを改善するためにどのようなことをすればよいか考えることができた。
他のグループの発表を聞いて、自分たちのグループでは出なかった様々な意見が聞けてすごく面白かったです。私たちが出した意見が、今後の三朝町のより良い未来につながるといいなと思います。
私はこれまで本格的に三朝町について考えることが少なかったです。ですが、今回このような機会をつくっていただき課題を深めることができ、とてもありがたかったです。
しっかり発表できたので良かったです。
三朝町を活発にさせるために、いいおもてなし案を出すことができた。
三朝町にたくさんの観光客を集めることができたらいいなと思いました。
もっと三朝に移住者が増えると良いなと思いました。
三朝に長く住んでいて、ある程度三朝のことについて知っていると思っていたけど、知らない問題が多くあって、その問題を解決する方法を考えられたのでよかったです。
三朝町にあるもので、これから若者がどのようにしたら三朝町に戻ってくるか、 移住者が増えるかを考えることが出来ました。他の班の意見も聞くことができ、少しでも私たちの意見が三朝町の発展につながるといいと思いました。
グループで協力して、スライドを作ることができ、まとめることができました。みんなで話し合い、意見を深めることが今回大切なことだと思いました。特産品の販売促進からは少しだけずれてしまったけど、自分たちの意見をしっかり伝えることができたのでよかったと思います。他のグループの発表もとても良く、わかりやすかったので、これからの三朝町の未来のために今回の学習で学んだことを活かし、取り組んでいきたいです。
今の三朝の現状や課題などを解決するためにみんなで協力できたのでよかったです。他の班の発表もとても勉強になりました。

どうしたら一度三朝を離れた人が、また帰ってくるのかについて解決策をみんなで考えられたので、これが実際に実現したら良いなと思いました。
三朝の現状について深く知ることができたし、どうすれば改善できるのかグループでまとめることができました。
三朝の現状と課題を知れたので、少しでも三朝のためになるように普段の生活から活かしていきたいです。
税金のことを踏まえて、現実的に課題の解決策を考えるのはとても難しかったです。三朝町にはどんな課題があって、今どんな取り組みをしているのかなどを知れて良かったです。今日の発表だけで終わらず、これからも三朝町の未来をよりよくするために、自分たちがどんなことをすれば良いかを考え、意識しながら生活していきたいです。
僕は、人口減少や自主財源の減少、空き家の増加などといった問題について考えることができ、それに対した解決策を班員と一緒に考え、提案することができました。今回の学習を生かして、もっと地域問題について考えたいと思いました。
それぞれの班が、三朝町の色々な課題や良い点について意見交換がしっかりできていたので、これからの地域おこしについて、とても参考になって良かったです。
自分たちで解決策などをたくさん考えて、前よりもっと詳しく三朝について考える機会にもなったし、他の班の発表を聞いて知らなかったことを知ることができよかったです。これからも三朝のことを考えていきたいです。
税のことなどを考えると難しかったです。みんなの考え方が違っていて面白かったです。
三朝町をもっと良い街にしてほしい。
とてもよくわかったので頑張りたい。
結構みんなの発表でいろいろな事が聞けた。
三朝町の課題について知らないことが多く知れました。お試し住宅という初めて知った制度について考え、問題点や改善策を講じました。グループの中で話し合いを進めるうちに、お試し住宅以外の三朝町の取り組み、またそれらの現状・課題についても考えることができました。発表後にいただいた講評では、空き家所有者の方の事情や、税という現実的な視点を持つことなど足りていなかった部分が浮き彫りになり参考になりました。各グループがそれぞれのテーマに対して真剣に考え発表している姿を見て、三朝の未来について考える良い機会になりました。これで終わらせず、この先も三朝町のより良い未来を目指して三朝町民として問題解決に励んでいきたいです。
難しいけどがんばった。

５　今後の予定

１月中旬　生徒の提案を受け、町としての検討状況、対応方針等について回答を行う。

１月下旬　文化ホールロビーにて学習の様子や成果を掲示

１月中　　今年度の反省と来年度に向けての協議（中学校、教育総務課）

報告事項（６）

令和７年度　全国学校給食週間に係る取り組みについて

１　日　程　　令和７年１月２４日（土）～３０日（金）

２　内　容

（１）給食標語募集	町内小中学校から給食標語を募集して表彰する。 ※調理センター実施
（２）給食週間献立の提供	「ふるさとの恵みを使った料理や鳥取県の郷土料理、フランス献立を食べよう」 1月26日（月）～30日（金）
（３）掲示物の展示	各園、小・中学校の食育に関する取り組み展示 場所：みささ図書館　期間：1月21日（水）～2月3日（火）
（４）会食	小学校の各学級で会食 案内：町長、教育長、議長、議員、教育委員 ※感染症の流行状況によっては中止の可能性あり
（５）小中学校ごとの取り組み	各学校で検討中

３　献立　　※牛乳は毎日あります。

26	月	ご飯	三朝神倉大豆のドライカレー、ほうれん草サラダ 三朝野菜のスープ
27	火	白ねぎピラフ	キャベツソテー、白菜のスープ、三朝米チュロス
28	水	ご飯	らっきょうハンバーグワインソース、ツナサラダ かきたま汁
29	木	コッペパン	アシ・パルマンティエ※1、野菜のマリナード※2 コンソメスープ　※フランス献立
30	金	大山おこわ	カレイのから揚げ、さつまいものみそ汁、りんご

※1　ジャガイモのマッシュポテトと、牛肉などのひき肉を主体とした層状のグラタン料理
※2　野菜のマリネ

４　会食について

・小学校にて１月３０日（金）に実施します。
・参加について、令和７年１２月２６日（金）までに電話（43-3510）かメールにてお知らせください。
・給食費３３８円を当日集金させていただきます。

報告事項（７）

教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について

次のとおり区域外就学の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第１項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第３項の規定により、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

≪参考≫
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）
第25条　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
２　略
３　教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
４　略
○学校教育法施行令
（区域外就学等）
第９条　児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。
２　市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。
○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）
第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
（１）～(13)　略

議案第40号

令和７年度教育関係費補正予算（令和８年１月）について

次のとおり令和７年度教育関係費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和７年12月23日提出

三朝町教育委員会教育長　　西　田　寛　司

別紙のとおり

≪参考≫
〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）
第29条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

別紙（議案第40号関係）

令和７年度教育関係費　歳入補正予算（令和８年１月）案

【教育総務課】　　単位：千円

科　　目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	主　な　内　容
国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	3,260	3,260	学校給食費負担軽減事業に全額充当
教育総務課計		0	3,260	3,260	

令和７年度教育関係費　歳出補正予算（令和８年１月）案

【教育総務課】　　単位：千円

科　　目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	主　な　内　容
学校給食費	学校給食費負担軽減事業	3,260	0	3,260	財源更正　※財源内訳参照
教育総務課計		3,260	0	3,260	

学校給食費負担軽減事業（財源内訳）

事業費	区分	国補助金	一般財源
3,260	更正前	0	3,260
	更正後	3,260	0
	差引額	3,260	△ 3,260

議案第 41 号

中学校外国語指導助手の再任用について

次のとおり中学校外国語指導助手の再任用について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第３号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和７年 12 月 23 日提出

三朝町教育委員会教育長　　西　田　寛　司

１　再任用者　　ガルシア　ジョナス
２　再任期間　　令和８年８月１日から令和９年７月 31 日まで
※令和４年度から着任（５年目）
現任期間：令和７年８月１日～令和８年７月 31 日

≪参考≫
〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）
第 21 条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
３　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

議案第 42 号

小学校外国語指導助手の再任用について

次のとおり小学校外国語指導助手の再任用について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第３号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和７年 12 月 23 日提出

三朝町教育委員会教育長　　西　田　寛　司

１　再任用者　　ヒックス　コールマン
２　再任期間　　令和８年８月１日から令和９年７月 31 日まで
※令和４年度から着任（５年目）
現任期間：令和７年８月１日～令和８年７月 31 日

≪参考≫
〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）
第 21 条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
３　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

議案第43号

三朝町教育委員会委員の辞職の同意について

次のとおり三朝町教育委員会委員の辞職の同意について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第10条の規定により、本委員会の同意を求める。

令和７年12月23日提出

三朝町教育委員会教育長　　西　田　寛　司

氏　　名　　塩谷　俊樹

辞職年月日　　令和７年12月31日付

≪参考≫
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
（任命）
第４条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
２　委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
（任期）
第５条 教育長の任期は３年とし、委員の任期は４年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　教育長及び委員は、再任されることができる。
（辞職）
第10条　教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

協議事項（１）

三朝町教育委員会教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第２項及び三朝町教育委員会教育長の職務代理者に関する規則（令和７年三朝町教育委員会規則第１号）第２条により、教育長による教育長職務代理者の指名について意見を求める。

≪参考≫
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育長）
第13条　教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。
２　教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。
○三朝町教育委員会教育長の職務代理者に関する規則
（職務代理者の指名）
第２条　職務代理者は、法第13条第２項の規定に基づき、あらかじめ教育委員会の委員のうちから教育長が指名する。

協議事項（２）

三朝町防災会議委員の委嘱について

三朝町長から三朝町防災会議委員の委嘱依頼があったので、委員の委嘱について本委員会の意見を求める。

１　委嘱する者　　三朝町教育委員会教育長　塩谷　俊樹

２　任　　期　　令和９年３月 31 日まで（前任者の残任期間）

≪参考≫
○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）
第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
（１）～（８）　略
（９）　社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。
以下　略
○三朝町防災会議条例
（会長及び委員）
第４条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２～４　略
５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
（１）～（４）　略
（５）　教育長
（６）～（７）　略
６　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
７　前項の委員は、再任されることができる。

協議事項（３）

三朝町民生委員推薦会委員の推薦について

三朝町民生委員推薦会規則（昭和 36 年規則第５号）に基づき、三朝町から三朝町民生委員推薦会委員の推薦依頼があったので、委員の推薦について協議する。

１　推薦する委員数　　２名

２　推　薦　理　由　　前任者の退任によるもの
（前任者：教育長　西田　寛司、教育委員　塩谷　俊樹）

３　任　　期　　令和 10 年９月 30 日まで（前任者の残任期間）

≪参考≫
○三朝町民生委員推薦会規則
（定数）
第２条　推薦会の委員の定数は、14 人とする。
○三朝町民生委員推薦会　委員選出基準　（内規）
２．委員の総数は 14 名とし、その選出区分は、次のとおりとする。
（５）教育に関係ある者
教育長及び教育委員のうちから三朝町教育長が推薦する者２名
３．前項の区分の地位により委員となった者が、任期中においてその地位を離れた場合は、委員を辞任したものとみなす。
４．委員に欠員が生じたときは、第２項の選出区分により選考するものとする。ただし、町長が特別な事由を認めたときは、当該委員の任期中に限り、第２項の選出区分を変更して選考することができる。

協議事項（４）

三朝町都市計画審議会委員の推薦について

三朝町から三朝町都市計画審議会委員の推薦依頼があったので、委員の推薦について協議する。

１　推薦する委員数　　１名（委員の区分：学識経験のある者）

２　推　薦　理　由　　前任者の退任によるもの（前任者：塩谷　俊樹）

３　任　　期　　令和８年10月２日まで（前任者の残任期間）

≪参考≫
○三朝町都市計画審議会条例
（委員）
第３条　委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において町長が任命する。
（１）学識経験のある者　３人　※うち１名は教育委員のうち教育長が推薦する者（内規）
２　前項第１号及び第５号につき任命される委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることができる。

協議事項（５）

三朝町男女共同参画審議会委員の推薦について

三朝町から三朝町男女共同参画審議会委員の推薦依頼があったので、委員の推薦について協議する。

１　推薦する委員数　　１名

２　推　薦　理　由　　前任者の退任によるもの（前任者：塩谷　俊樹）

３　任　　期　　令和８年４月 30 日まで（前任者の残任期間）

≪参考≫

〇三朝町男女共同参画推進条例

（審議会の設置）

第７条　前条第３項（前条第５項において準用する場合を含む。）の規定による基本計画の策定又は変更について、町長の諮問に応じて調査審議するため、三朝町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

（組織等）

第８条　審議会は、10 人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。この場合において、町長は、男女の委員の数が概ね同数になるように努めるものとする。

（１）　学識経験を有する者

（２）　男女共同参画の推進に関し知識及び理解のある者

（３）　第１号及び第２号に掲げる者のほか、町長が適当であると認めるもの

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

協議事項（６）

三朝町社会福祉協議会評議員の推薦について

社会福祉法人三朝町社会福祉協議会から評議員の推薦依頼があったので、評議員の推薦について協議する。

１　推薦する評議員数　　１名

２　推　薦　理　由　　前任者の退任によるもの（前任者：塩谷　俊樹）

３　任　　期　　令和 11 年６月まで（４年間、前任者の残任期間）

協議事項（７）

「三朝町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（仮）」の策定方針について

「三朝町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（仮）」の策定方針について、協議する。

「三朝町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（仮）」
の策定方針について（案）

令和７年 12 月　三朝町教育委員会

１．趣旨

平成 31 年１月に文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が、令和元年 12 月の給特法改正に伴い、法的根拠のある指針に格上げされた。さらに、令和７年６月には、給特法等改正法が成立し、各教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」という。）の策定が必要となったため、三朝町教育委員会において令和２年３月に策定した「教職員の勤務時間の上限に関する時間等を定めた方針」を踏まえ、講ずべき措置を追加した計画を策定し、町立学校における「働き方改革」のさらなる実現に向けた取り組みを推進する。

２．対象者

本計画は、町立学校に勤務し、給特法第８条（令和８年４月１日施行）が適用される公立学校の教育職員を対象とする。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 37 条第１項に規定する県費負担教職員に係る部分に限る。）

３．計画の期間

令和８年度～令和 11 年度の４年間とする。（令和８年度は試行運用し、意見聴取する。）
※国の示す目標が令和 11 年度までの達成を設定しているため、それに準ずる。

４．目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

①１か月の時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100％にする。
②１年間における１か月の時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

※【】内は令和６年度の実績

①年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする【小 10 日、中 11 日】
③ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を 75 以下とする【75】
④教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
※ストレスチェックにおける働きがいを感じている（ストレス値３以上）平均割合を 3.5 以上とする。【3.6】

５．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、当該計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

⑴ 「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

Ⅰ．学校以外が担うべき業務

〇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

〇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

Ⅱ．教師以外が積極的に参画すべき業務

〇調査・統計等への回答の簡略化、効率化

〇部活動の段階的な地域展開

Ⅲ．教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

〇授業準備、学習評価や成績処理の支援、ＩＣＴツールの活用による負担軽減

〇支援が必要な児童生徒・家庭への対応への役割分担、関係団体との連携

⑵ 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・教育課程における適切な年間総授業時数及び授業時数の設定と指導体制の見直し

・働き方改革の形骸化防止と各種活動の見直し、日課表の工夫

⑶ 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

・長時間残業が目立つ教育職員への医師による面接指導の実施

・勤務間インターバルの確保

・心身の健康問題にかかる相談窓口の設置

・ストレスチェックの実施率 100%及び分析結果等の共有、職場環境の改善

・年次有給休暇の積極的な取得促進

６．関連する取組、今後のフォローアップについて

・各学校の教育職員の在校等時間の状況把握、教育委員会定例会及び総合教育会議での報告及びＨＰ公表

・児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に向けた関係機関との連携

・教育委員会による各目標の達成状況の把握及び改善に向けた支援・指導の実施

・働き方改革の推進にむけた本計画の周知及び管理職向けのマネジメント研修等の充実

・学校運営協議会における協議等を踏まえた各種取り組みの実施

・首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等への本計画の周知と協力依頼

以上